

平成29年度第1回御船町議会定例会（4月会議） 議事日程（第1号）

平成29年4月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

4番 中城 峯視 君

12番 沖 徹信 君

第2 会期の決定

第3 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第4 議案第 1号 工事請負契約の締結について

第5 議案第 2号 工事請負契約の締結について

第6 議案第 3号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

第7 議案第 4号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正
する条例の制定について

第8 議案第 5号 御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例の制定に
ついて

追加日程第1 議長辞職について

追加日程第2 議長の選挙について

追加日程第3 副議長の選挙について

追加日程第4 議席の一部変更について

追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第6 地方創生調査特別委員会委員の辞任について

追加日程第7 災害復興支援特別委員会委員の辞任について

追加日程第8 委員の選任について

追加日程第9 正副委員長長の互選について

2 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 田端 幸治 君	2番 森田 優二 君
3番 岩永 宏介 君	4番 中城 峯視 君
5番 福永 啓 君	6番 田上 忍 君
7番 藤川 博和 君	8番 池田 浩二 君
9番 清水 蕙 君	11番 田中 隆敏 君
12番 沖 徹信 君	13番 岩田 重成 君
14番 井本 昭光 君	

3 欠席議員（1名）

10番 塚本 勝紀 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局参事 城下 千鶴 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長 藤木 正幸 君	副 町 長 本田 安洋 君
教 育 長 本田 惠典 君	総 務 課 長 吉本 敏治 君
企画財政課長 坂本 幸喜 君	税 務 課 長 福本 悟 君
町民保険課長 宮崎 尚文 君	こども未来課長 野口 壮一 君
福 祉 課 長 道山 敏文 君	健康づくり支援課長 西橋 静香 君
農業振興課長 藤野 浩之 君	商工観光課長 作田 豊明 君
建 設 課 長 松岡 秀明 君	学校教育課長 坂本 朋子 君
社会教育課長 宮川 一幸 君	環境保全課長 宮崎 靖 君
会 計 管 理 者 福田 敏江 君	

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（井本昭光君） おはようございます。

会議を始めます前に、昨年4月に発生しました平成28年熊本地震においてお亡くなりになりました被災者の御冥福をお祈りし、黙とうを行います。傍聴者の皆様におかれましても、御協力をお願いいたします。

皆さん、御起立をお願いいたします。

黙とう。

[全員 黙とう]

○議長（井本昭光君） お直りください。御協力ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） これより、平成29年度第1回御船町議会定例会4月会議を再開いたします。

10番、塚本勝紀議員より、欠席の申し出がっております。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井本昭光君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番、中城峯視君、12番、沖徹信君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（井本昭光君） 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

御船町議会は通年議会のため、本日から平成30年3月31日までの353日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から平成30年3月31日までの353日間に決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸報告

○議長（井本昭光君） 日程第3、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

閉会中における諸般の報告を行います。議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配布のとおりです。内容を御覧の上御了承を願います。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査2月分の結果報告は配布しております報告書のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行う前に、一言申し上げます。

明日4月14日で平成28年熊本地震発生から丸1年を迎えることとなります。改めて、犠牲となられた方々に対し御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に対し心からお見舞いを申し上げます。

それでは、行政報告を行います。

まず、総務課について報告いたします。

4月3日に新採用職員を含め75名の職員に異動辞令の交付を行いました。また、中長期派遣職員7名に対しても辞令交付を行いました。復興元年となる平成29年度、職員一丸となって復旧・復興を加速化させていきたいと思っております。

次に、平成29年度御船町消防団通常点検について報告いたします。4月2日、御船中学校グラウンドにおいて団長以下291名の団員の参加のもと通常点検を行い、日頃の訓練の成果を披露されました。本年度の成績につきましては、通常点検の部が第1分団、放水競技の部が第7分団第4班、総合の部においては、第7分団がそれぞれ優勝を果たしております。また、昨年の熊本地震及び豪雨災害の際の消防団の活躍並びに献身的な活動に対し、各分団に感謝状を贈呈しました。

次に、企画財政課について報告します。

地域おこし協力隊について報告します。2名の募集に対し2名の応募があり、3月26日に面接による選考を行った結果、地域おこし協力隊として委嘱することに決定いたしました。今後、地域おこし協力隊の方には、御船町の住民として化石発掘体験の産業化及び観光復興商品のプランニング、御船町の地元特産品の販路拡大など担っていただくこととなります。

次に、熊本バス臨時バス停の利用終了について報告します。これまで御船川護岸工事に

より国道445号の通行止めに伴い、今城と御船スポーツセンター入り口に臨時バス停を設置していましたが、通行止めの解除に伴い、4月1日から従来どおり旭町、自動車学校入り口、滝川橋、今城のバス停が再開しています。

次に、健康づくり支援課について報告します。

平成29年度御船町健康診査の申し込み希望調査を実施しました。生活習慣病のハイリスク化が増加する中、自分の健康状態を確認し、疾病予防に生かしていくために、本年度も人間ドックや特定健診、各種がん検診を実施しますので、積極的に受診されますよう、声かけをお願いいたします。

熊本地震の復旧・復興事業に対する中長期派遣職員として、福岡県飯塚市から保健師を1名派遣していただいています。主に仮設住宅の訪問活動を担当していただき、特に被災者等の心のケアを充実していくため、熊本心のケアセンターと連携し、月1回定期的な支援活動を保健センターで実施していきます。

次に、建設課について報告します。

災害公営住宅整備事業について報告します。3月22日にUR都市機構と平成28年度熊本地震における災害公営住宅の整備に係る基本協定の締結をしました。今後、御船町とUR都市機構で計画案の策定を行う等、互いに協力して、災害公営住宅の円滑な整備を推進してまいります。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。現在、追加ボーリング調査を実施し、調査結果を解析中です。大規模盛土造成地の地盤の滑動崩落については、復旧のみならず、今後の地盤変形対策も必要であることから、地盤学会からなる学識経験者等の専門家の意見も踏まえ、復旧方法の検討が必要であると考えています。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。妙見坂、辻、玉虫の3団地については、3月23日に入札が完了したところです。玉虫団地については、4月2日に第1回目の住民説明会を行っており、今後は施工業者と住民との説明会を行うこととしています。中原団地については、設計業務を発注したところであり、国の災害査定に向けて業務を開始したところです。

次に、公共土木施設災害復旧工事の進捗状況について報告します。平成28年度における発注状況は111件の9億2,671万3,000円となりました。なお、平成29年度においては、225件の16億2,366万7,000円の発注計画をしています。今後においても、災害復旧工事の事務

を迅速に進めていきます。

次に、環境保全課について報告します。

倒壊家屋等の先行解体、公費解体申請は、3月31日現在1,277件となっています。解体完了件数は745件、59.2%となっています。また、公費解体申請等の受け付けが3月末日までで終了となりましたが、特別の事情等があった場合には受け付けを延長しています。

次に、学校教育課について報告します。

昨年8月に着工しました御船町学校給食共同調理場は、3月10日に工事が竣工しました。3月21日に落成式を行い、自校方式の七滝中央小学校を除き、町内小学校5校、中学校1校には、昨日から給食の提供が始まっています。また、町内各小中学校においては、4月10日に新学期が始まり、11日に、平成29年度入学式が無事終了しました。

次に、社会教育課について報告します。

平成28年度地方創生加速化交付金事業の一環として、3月19日及び20日に御船恐竜国際シンポジウム「アジアと北米の恐竜の進化」を開催しました。このような国際シンポジウム開催は本町ではもちろん、熊本県においても初の試みであり、大変大きな反響がありました。今後は博物館の周年事業として位置付け、本町からの情報発信の有効な手段として活用していきたいと思っています。

また、平成29年度御船恐竜博物館特別展「恐竜時代の支配者、進化するモンタナの恐竜たち」の第1回実行委員会を開催しました。今後は実行委員会事務局で調整を図りながら、事業を進めていくこととなります。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長（井本昭光君） 日程第4、議案第1号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第1号、工事請負契約の締結について。町道下鶴橋線下鶴橋橋りょう災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、議案第1号について少し説明をいたします。

まず、1番、工事名です。これは、町道下鶴橋線下鶴橋橋りょう災害復旧工事であります。

次に、工事の理由としまして、平成28年4月の熊本地震により橋りょうが被災し、通行の支障となりますことから橋りょうの災害復旧工事により復旧を行うものであります。

工事場所につきましては、上益城郡御船町大字滝尾地内となります。

契約金額は9,936万円であります。

契約の相手方につきましては、熊本県上益城郡山都町千滝222番地1、株式会社尾上建設、代表取締役、尾上一哉さんであります。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第2号 工事請負契約の締結について

○議長（井本昭光君） 日程第5、議案第2号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第2号、工事請負契約の締結について。八勢目鑑橋災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） 議案第2号について説明いたします。

まず工事名です。八勢目鑑橋災害復旧工事であります。先ほどの議案第1号と同様に、熊本地震により八勢川に架橋されております熊本県指定重要文化財八勢目鑑橋が崩落したために、災害復旧工事を行うものであります。

工事場所につきましては、上益城郡御船町大字上野地内。

契約金額が9,406万8,000円であります。

契約の相手方は、熊本市西区春日1丁目8-14、株式会社葵文化、代表取締役、荒木祐一郎さんです。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 今回、下鶴橋また八勢橋、2つの文化財が早く修復できますということは大変うれしく思っている次第でございます。その中で八勢橋、今崩落しています。この崩落した石で修復がされるか、わかりますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 今の岩田議員の質問にお答えいたします。

業者と協議している中では、今のところ幾つかはやっぱり作らないかんという形で業者が言われていますが、取りあえず今のところは崩落した石である程度は復旧する予定であります。

○13番（岩田重成君） なぜ聞いたかと申しますと、もしも足らなかった場合、修復して、石の色が違ふとやはり見苦しくなるということで、お尋ねしました。

それともう1つ、八勢の石段から見て左側の欄干、手すりです、あれも修復されますか。

○社会教育課長（宮川一幸君） それにつきましても、今回の設計に入っております、高欄も修復する予定であります。

○13番（岩田重成君） 今見てみますと、欄干が曲がっております。できますなら、今課長から説明があったように、今回修復をぜひお願いしたいと思っております。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、「工事請負契約の締結について」の件を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第3号 御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（井本昭光君） 日程第6、議案第3号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第3号、御船町一般職の職員の給料（与）に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町一般職の職員の給料（与）に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。本条例に規定される級別職務分類表に、新たな側面を加える必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは議案第3号について御説明いたします。議案書の5ページをお開きください。

御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。学校給食共同調理場、いわゆる給食センターの稼働に伴いまして、その中で勤務する職員の職名について、新たに今度所長という位置付けで条例を改正するものであります。今回、これまで所長という職名がありませんでしたので、給食センターの所長という職名を新たに追加しているものであります。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（中城峯英君） 今、所長職というのはなかったということですが、この条例では、3等級に所長職が位置されておりますけれども、今回4等級に昇格をされております。昇格された理由は何でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） もともと、これは昇格という意味ではなくて、3級にも所長とい

う位置付け、それから、新たに今度4級の職員の中に所長という位置付けを設けたということでもあります。

この職務に当たる職員として、これまで係長級職を充てておりました。これまでの前職がです。今回人事異動によりまして、その係長職にあった者を新たに今度4級という位置づけの中で、給食センターの所長ということで、新たに4級にもその位置付けを行ったという意味であります。

○4番（中城峯英君） いや、3等級には所長は削除されておりますよ、新では。

○総務課長（吉本敏治君） 新たに所長という位置付けを4級職に位置付けたということでもあります。3級からは省いております。

○4番（中城峯英君） じゃあ、給食センターの所長はそれだけの仕事を期待して4等級に上げられたわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） 給食センターの所長については、一般職の係長という職の位置付け、係長ですとか主幹、そういった位置付けで今回所長という位置付けを同等の意味で行ったということでもあります。

○4番（中城峯英君） それでは、所長職というのは、今回の給食センターだけですよね、現在のところ。そういうことでよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、そういうことになります。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号、「御船町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第4号 御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を  
改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第7、議案第4号、「御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第4号、御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について。御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。上野・七滝簡易水道事業、水越簡易水道事業、浅の藪簡易水道事業を廃止し、御船町上水道事業においてこれを譲り受けたため、当該事業の設置についての条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、議案第4号について、少し説明をいたします。

まず、この条例改正に至った経緯について御説明をいたしますと、平成19年に総務省から通知があったわけなんですけれども、地方公営企業の経営健全化に取り組むことを前提としまして、簡易水道事業統合推進要領が発出をされております。それに基づきまして、平成19年から28年度の10年間の間で、この統合を進めるということを前提としております。御船町におきましても、今回簡易水道事業という名称を廃止し、それをすべて水道事業として一括して一の会計で管理をしていくということに伴いまして、今回その全部を改正する条例を提案して、提出しております。

主なその内容につきましては、その文言の中から簡易水道事業という文言が削除され、水道事業として一本化されるということになります。

○議長（井本昭光君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（沖 徹信君） 簡易水道の原価です、原水、原価、それと上水道の原価というのはだいぶ違うと思いますけれども、簡易水道をそれだけ一本化して上水道になるということは、今まで上水道だったところの水道料の値上げにはつながらないのでしょうか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 質問にお答えいたします。

今までも、名実ともにといいますか、会計上は1本の会計で行っております。その関係でよりますと、赤字経営ではないということになります。今、沖議員の質問にありました

上水道の値上げとか、そういうのが発生するということは、今のところ考えておりません。

○12番（沖 徹信君） ということは、簡易水道も今までどおりの水道単価というのですか、水道料に対しての水道使用料というのは変わりはないし、上水道も変わりはなく、そのままいくということで理解していいわけですか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 次に出てまいります、御船町水道事業条例の中で、その料金についても定めておりますけれども、これまでのとおり、料金の改定はないという、そのままの料金でこれからも進めてまいりたいと考えております。

○6番（田上 忍君） これで3つの簡易水道が1つに統合されるということになりますけど、このほかの、御船町で上水道に入っていないところ、これは今幾つぐらいありますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） お答えいたします。

今のところ、間所、川内田、五ヶ瀬、馬立、粒麦、有水、6地区という形になります。

○6番（田上 忍君） では、この6地区については将来御船町の上水道ということで、一括で管理するという考えはありますか。

○環境保全課長（宮崎 靖君） 水道事業につきましては、企業会計ということになります。

住民の福祉のためには、この未給水区域についても将来的に水道事業に取り込めうるものかというのでも検討してまいりたいと考えておりますけれども、今のところ、地区水道で行っていただきたいと思います。将来的には、その施設、今あります水道施設の給水能力、その他経費等を勘案いたしましたところ、まだちょっと無理なところもありますので、将来的にはそういう給水区域内に入れるかどうかの検討は今からしていくところで検討をしているところであります。

○6番（田上 忍君） この地区水道も、メンテナンス等も結構あると思っています。だんだん住民の世帯数も減ってきておって、少ない世帯でこの維持・メンテをやっていくのはなかなか今後は厳しくなってくると思います。ぜひ、今後そういうところを踏まえながら、町の水道と一括にできるように努力をお願いしたいと思います。

○議長（井本昭光君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、「御船町水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第5号 御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（井本昭光君） 日程第8、議案第5号、「御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第5号、御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例の制定について。御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。上野・七滝簡易水道事業、水越簡易水道事業、浅の藪簡易水道事業を廃止し、御船町上水道事業において、これを譲り受けたため、当該事業についての条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、議案書の10ページ以降、議案第5号について説明いたします。

本件につきましても、先ほどの議案第4号と理由につきましても、同趣旨であります。今回、その全部改正ということで提出をしておりますが、先ほど申しましたように、簡易水道事業という文言が削除されることとなります。今度の全部改正に併せまして、そのほか必要な、所要な文言の整理も併せて行っております。

○議長（井本昭光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井本昭光君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、「御船町水道事業及び簡易水道事業条例の全部を改正する条例の制定について」を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（井本昭光君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

お諮りします。

しばらく休憩をしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

したがって、しばらく休憩をすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時50分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（井本昭光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、私井本昭光から、議長の辞職を提出させていただきます。

お諮りします。

議長職についての件を、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井本昭光君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職についての件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議長辞職について

○議長（井本昭光君） 追加日程第1、「議長辞職について」の件ですが、地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、退場をいたします。

この後の議事進行は、田端幸治副議長にお願いをいたします。

[議長 退場]

○副議長（田端幸治君） 井本昭光議長の除斥に伴い、これからの議事進行を行います。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局参事（城下千鶴君） それでは御報告いたします。

本日、4月13日付けで、井本昭光議長より田端幸治副議長へ辞職願が提出されております。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（田端幸治君） お諮りします。

これから、追加日程第1、「議長辞職について」の件を採決します。

本件は、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

[賛成者 起立]

○副議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり許可されました。

井本昭光議員の入室を許可します。

[井本議員 入場]

○副議長（田端幸治君） 議長の辞職に伴い、引き続き議事を進行します。

ただ今議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思っております。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議長の選挙について

○副議長（田端幸治君） 追加日程第2、「議長の選挙について」の件を行います。

御船町議会基本条例第5条第7項で、議会は議長の選出に当たり、本議会においてその職を志願する者に所信を表明する機会を設けるとあります。

議長職を志願される方は挙手をもって行い、議席の若い番から所信表明を行います。

議長職を志願される方は挙手をお願いします。

[議長職志願者 挙手]

○副議長（田端幸治君） 1番、田端議員。11番、田中議員から表明がありました。

それでは、若番からでありますので、私から所信表明をいたします。

○1番（田端幸治君） 御船町議会議員、田端であります。

前井本議長の意思を引き継ぎ、熊本地震により被災した御船町の早期復旧・復興、そしてさらには希望ある御船町の体制を目指して、全町民の代表者である御船町議会の旗振りとして務めることを誓い、皆様に所信を申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（田端幸治君） 次に11番、田中議員、お願いします。

○11番（田中隆敏君） 11番、田中でございます。

まずもって、井本議長がこの2年間、御船町がこんなに予想もだにないような被災をして頑張ってこられた2年間ではありますが、1年間はまだ議長職に慣れるのが精いっぱいだという、本人からのお話も伺いました。

しかしながら、後の1年間はこの震災の復旧・復興に人力をされ、頑張ってこられた。そしてまた、私自身もやはり議会議員として、井本議長のリーダー役にしっかり応援をすると、そういう志も持っておりました。2年でお辞めになるというのは、いつの時点で決まっているのかわかりませんが、やはり議会議員として、議長になった上は地方自治法の中におきましては4年間務めるべきであるとうたっております。

そういう中で、今現在御船町が置かれているこの状況からすると、私は交代というのは非常に難易度の高い行動だと思います。そしてまた、やはり行政側と議会はしっかり手を握って復旧・復興に向かうと。あと残りの2年でございます。そういう中では非常に残念

に思っております。

されど、これから残りの2年在任期間の中で、やはり議会議員定数も減らしながら、そして2年交代でありながら、御船町のために精いっぱい議長職としてやっていくということは議会議員1期生であろうと何期生であろうと変わりもない考えであります。

そういう中において、これからのこの議長交代の部分につきましては、私も立候補して、もしあればしっかり頑張っていきたいと思っております。

○副議長（田端幸治君） 議長を志願された2名の議員の所信表明を終了します。

議長の選出方法は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場 閉鎖]

○副議長（田端幸治君） ただ今の出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、沖徹信議員、13番、岩田重成議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙 配布]

○副議長（田端幸治君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田端幸治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱 点検]

○副議長（田端幸治君） 異常なしと認めます。

ただ今から、投票を行います。

2番、森田議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○副議長（田端幸治君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田端幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

沖徹信議員、岩田重成議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○副議長（田端幸治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、田端議員、8票、田中議員、5票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって田端幸治議員が議長に当選をしました。

議場の出入口を開きます。

[議場 開鎖]

○副議長（田端幸治君） ただ今議長に当選されました田端幸治議員が議場におります。

会議規則第33条の規定によって、当選の告知をします。

議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

○議長（田端幸治君） 御船町会議長に御選任をいただきありがとうございました。

先ほど申し述べましたように、井本前議長の意志を貫き、残された2年間、御船町議会の指揮者として御船町の再生のため、そしてまた希望ある御船町発展のために一生懸命努力いたします。

皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただ今副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙についての件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 副議長の選挙について

○議長（田端幸治君） 追加日程第3、「副議長の選挙について」の件を行います。

御船町議会基本条例第5条第7項で、議会は副議長の選出に当たり、本議会においてその職を志願する者に所信を表明する機会を設けるとあります。

副議長職を志願される方は挙手をもって行い、議席の若い番から所信表明を行います。

副議長職を志願される方は挙手をお願いします。

[副議長職志願者 挙手]

○議長（田端幸治君） ただ今、6番、田上議員、9番、清水議員から表明がありました。

6番、田上議員から所信表明をお願いします。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。

熊本地震による復旧・復興はこれからが本番です。御船町の地震からの復旧・復興に向け、そして御船町の住民の方が御船町に住んでよかったというような町づくりをやりたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（田端幸治君） 清水議員、所信表明をお願いします。

○9番（清水 侑君） 不肖の私にこういう機会を与えてくださいました皆様に感謝申し上げます。

「舌は鋼ではないが人を斬る」といったことわざがございます。御船町議会はお互いの人格と名誉を尊重する言論の府であってほしいと念願するものでございます。

このたび新議長に田端氏が当選されました。私は田端議長を補佐するとか相談に応じるなどといった、そんなことは考えておりませんが、議長の御指導と御助言をいただきながら、職責を全うすることを最大の努力にしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田端幸治君） 副議長を志願された2名の議員の所信表明を終了します。

副議長の選出方法は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場 閉鎖]

○議長（田端幸治君） ただ今の出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番、沖徹信議員、13番、岩田重成議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙 配布]

○議長（田端幸治君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱 点検]

○議長（田端幸治君） 異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

2番、森田議員から順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（田端幸治君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

沖徹信議員、岩田重成議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（田端幸治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、田上議員、5票、清水議員、8票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、清水蕙議員が副議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

[議場 開鎖]

○議長（田端幸治君） ただ今副議長に当選されました清水蕙議員が議場におられます。

会議規則第33条の規定によって、当選の告知をします。

副議長当選の承諾と就任のあいさつを求めます。

清水蕙議員。

○副議長（清水 侑君） ただ今、議員各位の温かい御推挙によりまして、本会議の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄でございます。と同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。浅学非才であります私が副議長の要職を十分果たすことができるか一抹の危惧がないわけではありませんが、幸いにして、議長には人格、識見ともに卓越した田端氏が御就任になっておられます。

副議長職というものは地方自治法上、議長を補佐する職ではない、代理をする職であることを念頭に置きながらも、田端議長の日々につき、議会の構成かつ円満に運営がされますよう、誠心誠意努める所存でございます。

議員各位の変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

粗辞ではございますが、就任のごあいさつといたします。

○議長（田端幸治君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） したがって、しばらく休憩することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時28分 休憩

午前11時39分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副議長の就任に伴い、議席の一部変更、また田端幸治議員から議会運営委員会委員、地方創生調査特別委員会委員及び災害復興支援特別委員会委員の辞任願が提出されています。

お諮りします。

議席の一部変更についての件を日程に追加し追加日程第4として、議会運営委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第5として、地方創生調査特別委員会委員の

辞任についての件を日程に追加し追加日程第6として、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し追加日程第7として、議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第4、議席の一部変更についての件、追加日程第5、議会運営委員会委員の辞任についての件、追加日程第6、地方創生調査特別委員会委員の辞任についての件、追加日程第7、災害復興支援特別委員会委員の辞任についての件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 議席の一部変更について

○議長（田端幸治君） 追加日程第4、「議席の一部変更について」を行います。

会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

事務局に報告させます。

○議会事務局参事（城下千鶴君） それでは御報告いたします。

議席の変更を申し上げます。

1番、田端幸治議長が14番になり、9番、清水蕙副議長が1番になります。14番、井本昭光議員が12番になり、10番、塚本勝紀議員から12番、沖徹信議員は1番ずつ繰り下がります。

○議長（田端幸治君） したがって、議席は報告のとおり、議席の一部を変更することに決定しました。

議席の移動を願います。

[議席の移動]

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について

#### 追加日程第6 地方創生調査特別委員会委員の辞任について

#### 追加日程第7 災害復興支援特別委員会委員の辞任について

○議長（田端幸治君） 追加日程第5、「議会運営委員会委員の辞任について」の件から、追加

日程第7、「災害復興支援特別委員会委員の辞任について」の件ですが、地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、退場いたします。

この後の議事進行は清水副議長にお願いいたします。

[議長 退場]

○副議長（清水 陞君） 田端幸治議長の除斥に伴い、これからの議事進行を行います。

事務局に辞任願を朗読させます。

○議会事務局参事（城下千鶴君） それでは、御報告いたします。

本日、4月13日付けで田端幸治議会運営委員会委員より議長へ辞任願が提出されております。

辞任願。

このたび、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいので許可されるよう、願い出ます。

同じく、本日4月13日付けで田端幸治地方創生調査特別委員より議長へ辞任願が出ております。

辞任願。

このたび、一身上の都合により地方創生調査特別委員を辞任したいので許可されるよう、願い出ます。

同じく、本日4月13日付けで田端幸治災害復興支援特別委員より議長へ辞任願が出ております。

辞任願。

このたび、一身上の都合により災害復興支援特別委員を辞任したいので許可されるよう、願い出ます。

○副議長（清水 陞君） お諮りします。

これから、追加日程第5、「議会運営委員会委員の辞任について」の件、追加日程第6、「地方創生調査特別委員会委員の辞任について」の件、追加日程第7、「災害復興支援特別委員会委員の辞任について」の件を採決します。

本件は、議案のとおり許可することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○副議長（清水 陞君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり許可されました。

田端幸治議員の入室を許可します。

[議長 入場]

○副議長（清水 侑君） 皆様のおかげをもちまして無事議長の代理を務めることができました。ありがとうございました。

それでは、田端議長と議長席を替わります。

○議長（田端幸治君） ただ今、委員会の委員が欠けました。  
お諮りします。

委員の選任についての件を日程に追加し、日程第8として、正副委員長の互選についての件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8、委員の選任についての件、追加日程第9、正副委員長の互選についての件を議題とすることに決定しました。

追加日程を配布させます。

[追加日程 配布]

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 委員の選任について

○議長（田端幸治君） 追加日程第8、「委員の選任について」の件を行います。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員は議長が指名することに決定しました。

事務局に委員を報告させます。

○議会事務局参事（城下千鶴君） それでは、各委員会委員の指名を報告します。

議会運営委員会委員、池田浩二議員。地方創生調査特別委員会委員、井本昭光議員。災害復興支援特別委員会委員、井本昭光議員。

○議長（田端幸治君） したがって、委員は報告のとおり選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第9 正副委員長の互選について

○議長（田端幸治君） 追加日程第9、「正副委員長の互選について」の件を行います。  
お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

したがって、しばらく休憩することに決定しました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後0時07分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会の正副委員長が決定しましたので、事務局に報告させます。

○議会事務局参事（城下千鶴君） それでは、各委員会の正副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、藤川博和議員。同じく副委員長、池田浩二議員。

議会運営委員会委員長、池田浩二議員。地方創生調査特別委員会委員長、清水蕙議員。

災害復興支援特別委員会委員長、清水蕙議員。同じく副委員長、藤川博和議員。

○議長（田端幸治君） 各委員会の委員長及び副委員長は報告のとおり決定しました。

これで、平成29年度第1回御船町議会定例会4月会議の議事日程はすべて終了しました。

お諮りします。本定例会は議事の都合により、この後再開する定例会まで休会にしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第1回御船町議会定例会4月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時10分 休会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員